

人事・労務に役立つ情報満載！

# ニュースレター

by金ちゃん先生



9  
2018

通算108号

発行：トクナガ社会保険労務士事務所

〒561-0862 豊中市西泉丘1-5-24 URL <http://www.tokunaga-sr.com>

TEL & FAX 06-6850-8110 e-mail [bpbz707@tcct.zaq.ne.jp](mailto:bpbz707@tcct.zaq.ne.jp)

発行日：2018年09月11日 発行者：特定社会保険労務士 徳永金三郎



## 今回の「助成金紹介コーナー」ポイント解説

前回回は一番申請の多いキャリアアップ助成金の「正社員化コース」を説明しましたが、今回はもう一つの柱 人材開発支援助成金について概要をご紹介します。

[注] **M** 山中金属工業(株)総務課 田中美鈴様、**I** 同 山本五十鈴様、**T** トクモト社会保険労務士事務所 徳本銀二先生

### 耳寄り情報1

### 『助成金紹介コーナー』⑦人気のある助成金その4

**M** 「徳本先生、先日は大変ご馳走様、五十鈴ちゃんも喜んでいましたよ。又連れて行ってね。」 **T** 「えっ？」

**M** 「正社員化コースの様子は分かりました。次は別の人気の高いメイン助成金について説明してね。」

**T** 「別のメインの人材開発助成金の主なコースの概要を紹介します。⇒詳細は別の機会に説明します。」

■職業訓練実施事業主に対し訓練経費や訓練期間中賃金の一部を助成し企業内人材育成支援

支給対象訓練	対象	助成対象内容	助成率・助成額(中小企業の場合)
特定訓練コース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業以外</li> <li>・ 中小企業</li> <li>・ 事業主団体等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働生産性の向上に直結する訓練</li> <li>・ 若年労働者への訓練</li> <li>・ 技能継承等の訓練</li> <li>・ グローバル人材育成訓練</li> <li>・ 雇成型訓練</li> </ul>	OFF-JT 経費助成：45% 賃金助成：760円/時・人 0JT<雇成型訓練に限る> 実施助成：665円/時・人
一般訓練コース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業</li> <li>・ 事業主団体等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の訓練コース以外の訓練</li> </ul>	OFF-JT 経費助成：30% 賃金助成：380円/時・人
教育訓練休暇付与コース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有給教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当休暇を取得し訓練受講</li> </ul>	定額助成：30万円
特別育成訓練コース(旧キャリアアップ助成金人材育成コース)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業以外</li> <li>・ 中小企業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般職業訓練</li> <li>・ 有期実習型訓練</li> <li>・ 中小企業等担い手育成訓練</li> </ul>	OFF-JT 経費助成：実費 賃金助成：760円/時・人 OFF-JT<一般職業訓練を除く> 実施助成：760円/時・人

【エッソ石油（チェックオフ）事件】平成5年03月25日 最高裁判所第一小法廷

## 【事件の概要】

A労働組合の組合員同士の方針の違いから、組合がABの2つにわかれた。

会社はA組合とのチェックオフ協定（組合費の労使協定）に従い、その後も組合費をチェックオフしA組合に渡し続けた。これに対しB組合は、組合費を渡すよう要求したが、会社は協定に従ったまま、A組合に渡し続けた。その後、B組合員のXらは組合費引去停止依頼書を会社に提出したが、その後一定の期間会社は控除を続けたため、損害賠償請求訴訟を提起したものである。第1審、原審共Xらが勝訴したため、会社側Y社が上告を行った。



## 【判決文抜粋】 =会社側Y社の上告は棄却された。=

- (1) 労働基準法（昭和62年法律第99号による改正前のもの）24条1項ただし書の要件を具備するチェック・オフ協定の締結は、これにより、右協定に基づく使用者のチェック・オフが同項本文所定の賃金全額払の原則の例外とされており、同法120条1号所定の罰則の適用を受けないという効力を有するにすぎないものであって、
- (2) それが労働協約の形式により締結された場合であっても、当然に使用者がチェック・オフをする権限を取得するものでないことはもとより組合員がチェック・オフを受忍すべき義務を負うものではないと解すべきである。
- (3) したがって、使用者と労働組合との間に右協定（労働協約）が締結されている場合であっても、使用者が有効なチェック・オフを行うためには、右協定の外に、使用者が個々の組合員から、賃金から控除した組合費相当分を労働組合に支払うことにつき委任を受けることが必要であって、右委任が存しないときには、使用者は当該組合員の賃金からチェック・オフをすることはできないものと解するのが相当である。
- (4) そうすると、チェック・オフ開始後においても、組合員は使用者に対し、いつでもチェック・オフの中止を申し入れることができ、右中止の申入れがされたときには、使用者は当該組合員に対するチェック・オフを中止すべきものである。

## 金ちゃん先生コメント



使用者と労働組合の労働契約があってもチェック・オフ実施には個々組合員からの委任が必要なのですね。

## 金ちゃん先生行状記 ～黄門亭 暑気払い焼肉&amp;ワイン&amp;カラオケパーティー実施の件～

金ちゃん先生はある異業種交流会の決起集会で水戸黄門役を演じたことを契機に、事務所1階のキッチンで「黄門亭」となづけ、予約制で知り合いとパーティーを行っています。

この8月某日、出身の豊中高校同期生や知合いの男女計9名で楽しい標記パーティーを開催しました。

その目玉は参加した弁護士先生のドイツ避暑旅行土産の白ワインと美味しい「ヤマ竹」の牛肉です。又腹満腹の後は「カラオケ大会」を実施し、今回は男女毎のMVPには美味しいチョコレートが贈呈されました…。



うまい肉 美味しいワイン 飲んだ後 カラオケ歌う 黄門亭へ



## トピックス 平成 30 年度の地域別最低賃金額改定の目安が公表されました

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されているすべての地方最低賃金審議会が、平成 30 年 8 月 10 日までに答申した平成 30 年度の地域別最低賃金の改定額（以下「改定額」）を取りまとめ公表しました（平成 30 年 8 月 10 日）。これは、平成 30 年 7 月 26 日に厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会が示した「平成 30 年度地域別最低賃金額改定の目安について」などを参考として、各地方最低賃金審議会が調査・審議した結果を取りまとめたものです。

### …………… 平成 30 年度 地方最低賃金審議会の答申のポイント ……………

- 改定額の全国加重平均額は 874 円（昨年度 848 円）。
- 全国加重平均額 26 円の引上げは、最低賃金額が時給のみで示されるようになった平成 14 年度以降最大の引上げ。
- 最高額（東京都 985 円）に対する最低額（鹿児島県 761 円）の比率は、77.3%  
（昨年度は 76.9%。なお、この比率は 4 年連続の改善）。
- また、引上げ額の最高（27 円）と最低（24 円）の差が 3 円に縮小（昨年度は 4 円）。
- 東北、中四国、九州などを中心に中央最低賃金審議会の目安額を超える引上げ額が 23 県  
（平成 27 年度以降最多。昨年度は 4 県）。



### ◆ 平成 30 年度地域別最低賃金時間額答申状況 ◆

都道府県	答申された改定額	引上げ額	目安額との比較	発効予定年月日	都道府県	答申された改定額	引上げ額	目安額との比較	発効予定年月日
北海道	835 ( 810 )	25	±0	平成 30 年 10 月 1 日	滋賀	839 ( 813 )	26	±0	平成 30 年 10 月 1 日
青森	762 ( 738 )	24	+1	平成 30 年 10 月 4 日	京都	882 ( 856 )	26	±0	平成 30 年 10 月 1 日
岩手	762 ( 738 )	24	+1	平成 30 年 10 月 1 日	大阪	936 ( 909 )	27	±0	平成 30 年 10 月 1 日
宮城	798 ( 772 )	26	+1	平成 30 年 10 月 1 日	兵庫	871 ( 844 )	27	+1	平成 30 年 10 月 1 日
秋田	762 ( 738 )	24	+1	平成 30 年 10 月 1 日	奈良	811 ( 786 )	25	±0	平成 30 年 10 月 4 日
山形	763 ( 739 )	24	+1	平成 30 年 10 月 1 日	和歌山	803 ( 777 )	26	+1	平成 30 年 10 月 1 日
福島	772 ( 748 )	24	+1	平成 30 年 10 月 1 日	鳥取	762 ( 738 )	24	+1	平成 30 年 10 月 4 日
茨城	822 ( 796 )	26	±0	平成 30 年 10 月 1 日	島根	764 ( 740 )	24	+1	平成 30 年 10 月 1 日
栃木	826 ( 800 )	26	±0	平成 30 年 10 月 1 日	岡山	807 ( 781 )	26	+1	平成 30 年 10 月 1 日
群馬	809 ( 783 )	26	+1	平成 30 年 10 月 6 日	広島	844 ( 818 )	26	±0	平成 30 年 10 月 1 日
埼玉	898 ( 871 )	27	±0	平成 30 年 10 月 1 日	山口	802 ( 777 )	25	±0	平成 30 年 10 月 1 日
千葉	895 ( 868 )	27	±0	平成 30 年 10 月 1 日	徳島	766 ( 740 )	26	+1	平成 30 年 10 月 1 日
東京	985 ( 958 )	27	±0	平成 30 年 10 月 1 日	香川	792 ( 766 )	26	+1	平成 30 年 10 月 1 日
神奈川	983 ( 956 )	27	±0	平成 30 年 10 月 1 日	愛媛	764 ( 739 )	25	+2	平成 30 年 10 月 1 日
新潟	803 ( 778 )	25	±0	平成 30 年 10 月 1 日	高知	762 ( 737 )	25	+2	平成 30 年 10 月 5 日
富山	821 ( 795 )	26	±0	平成 30 年 10 月 1 日	福岡	814 ( 789 )	25	±0	平成 30 年 10 月 1 日
石川	806 ( 781 )	25	±0	平成 30 年 10 月 1 日	佐賀	762 ( 737 )	25	+2	平成 30 年 10 月 4 日
福井	803 ( 778 )	25	±0	平成 30 年 10 月 1 日	長崎	762 ( 737 )	25	+2	平成 30 年 10 月 6 日
山梨	810 ( 784 )	26	±0	平成 30 年 10 月 3 日	熊本	762 ( 737 )	25	+2	平成 30 年 10 月 1 日
長野	821 ( 795 )	26	±0	平成 30 年 10 月 1 日	大分	762 ( 737 )	25	+2	平成 30 年 10 月 1 日
岐阜	825 ( 800 )	25	±0	平成 30 年 10 月 1 日	宮崎	762 ( 737 )	25	+2	平成 30 年 10 月 5 日
静岡	858 ( 832 )	26	±0	平成 30 年 10 月 3 日	鹿児島	761 ( 737 )	24	+1	平成 30 年 10 月 1 日
愛知	898 ( 871 )	27	±0	平成 30 年 10 月 1 日	沖縄	762 ( 737 )	25	+2	平成 30 年 10 月 3 日
三重	846 ( 820 )	26	±0	平成 30 年 10 月 1 日					

## 豆知識情報

### 専門業務型裁量労働制

### 2 労使協定（法 38 の 3、則 24 の 2 の 2-ⅢⅣ）

労使協定には次の事項を定めるとともに、②の時間数が法定労働時間以下であっても、当該協定を行政官庁（所轄労働基準監督署長）に届け出なければなりません。

- ①対象業務 ②対象業務に従事する労働者の労働時間として算定される 1 日当たりの労働時間
- ③対象業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し、当該対象業務に従事する労働者に対し使用者が具体的な指示をしないこと ④対象業務に従事する労働者の労働時間の状況に応じた当該労働者の健康及び福祉を確保するための措置を当該協定で定めるところにより使用者が講ずること ⑤対象業務に従事する労働者からの苦情の処理に関する措置を当該協定で定めるところにより使用者が講ずること ⑥当該協定の有効期限の定め（当該協定が労働協約である場合を除く） ⑦使用者は④、⑤の事項に関する労働者ごとの記録を⑥の有効期間中及び当該有効期間の満了後 3 年間保存すること

## トピックス 長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導 約7割の事業場で法令違反

厚生労働省から、「長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果（平成 29 年度）」が公表されました（平成 30 年 8 月 7 日公表）。これは、平成 29 年度に、長時間労働が疑われる 25,676 事業場に対して実施された労働基準監督署による監督指導の結果を取りまとめたものです。

平成 29 年度は、監督指導を実施した事業場のうち 70.3%の事業場で、労働基準法などの法令違反が認められました。平成 28 年度の 66.0%よりも、その割合が増加しています。平成 29 年度の監督指導結果のポイントを確認しておきましょう。

### ……………長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果のポイント[平成 29 年度]……………

#### (1) 監督指導の実施事業場：25,676 事業場

このうち、18,061 事業場（全体の 70.3%）で労働基準関係法令違反あり

#### (2) 主な違反内容 [(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]

##### ①違法な時間外労働があったもの：11,592 事業場（45.1%）

このうち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が月 80 時間を超えるものは、8,592 事業場(74.1%)

##### ②賃金不払残業があったもの：1,868 事業場（7.3%）

##### ③過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの：2,773 事業場（10.8%） など

#### (3) 主な健康障害防止に関する指導の状況 [(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場]

##### ①過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの：20,986 事業場（81.7%）

##### ②労働時間の把握が不適正なため指導したもの：4,499 事業場（17.5%）



### ■ 監督指導事例 ■

なお、この公表に当たって、監督指導事例も紹介されています。

事例のなかには、36 協定の締結・届出をせずに、労働者 28 名について、月 100 時間を超える違法な時間外・休日労働（最長：月 224 時間）を行わせていたことが判明し、かつ、法定の休憩も与えていなかったため、是正勧告が行われたという事例もあります。

これは極端な事例ですが、他には、次のような事例もありました。

- 健康診断において異常所見があった者に係る医師の意見聴取を行っていなかったため是正勧告
- 常時 50 人以上の労働者を使用しているにもかかわらず、1 年以内ごとに 1 回のストレスチェックを実施していなかったため是正勧告

★労働基準法や労働安全衛生法は、必ず遵守する必要がありますね。

平成 31（2019）年 4 月からは、働き方改革関連法によるこれらの法律の改正も実施されます。より一層の法令遵守が求められることとなりますので、不安な点など、気軽にご相談ください。



### お仕事 カレンダー 9月



9/10

- 一括有期事業開始届の提出(建設業)  
主な対象事業:概算保険料 160 万円未満で、かつ請負金額が 1 億 8,000 万円未満の工事
- 8 月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

9/30

- 8 月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- 7 月決算法人の確定申告と納税・1 月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで)
- 10 月・翌年 1 月・翌年 4 月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで)

◆あしがき◆ 台風 21 号が神戸に上陸、その右側が暴風雨の定説通り、関西空港は大浸水、大阪北摂では強風で停電が多発しました。我が事務所も二日半電気が来ない為、パソコン・固定電話が使えず、携帯も充電が切れて仕事が停止しました。正に鶴田浩二の「世の中真っ暗闇じゃござんせんか！」を地で行きました。そこで思ったのは、「我が事務所も電気無ければ只の箱」ということで、自家発電装置を設置したくなりました。読者皆様の事務所やご自宅に被害は有りませんでしたか？ お見舞い申し上げます。